

秋吉電気株式会社行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 元年 5月 9日～令和 4年 5月 8日までの 3年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 元年 7月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 元年 8月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標 2：妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 元年 7月～ 社員の具体的なニーズ調査、母性健康管理についての情報収集
- 令和 元年 8月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標 3：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 6日以上とする。

<対策>

- 令和 元年 7月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況をとりとめる
- 令和 元年 8月～ 社内広報誌などで有給休暇取得促進キャンペーンを行う

目標 4：若年者に対するトライアル雇用等を通じた雇入れの更なる推進

- 令和 元年 7月～ ハローワークへの求人募集
- 令和 元年 8月～ 積極的に若年者に対する就業機会を与え、OJT又はOFF-JTを通じて優秀な人材を育成する